

仕 様 書

- 1 件 名 令和2年度カラー複合機の借入に係る業務委託(複数単価契約)
- 2 契約期間 令和2年7月4日から令和6年1月3日まで(長期継続契約)
- 3 場 所 公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)の指定する場所
- 4 支払方法 月払、請求に基づき支払う。
- 5 台 数 合計1台
(内訳) カラー複合機①・・・1台
- 6 予定数量

モノクロ	26,000枚/月	x	1台
2色または少数色	6,000枚/月	x	1台
カラー	12,000枚/月	x	1台
- 7 機能条件
詳細は、「特記仕様書①」のとおり。
- 8 保守条件等
 - (1) 常に正常な状態かつ必要なセキュリティが十分に機能できる状態で機器の使用ができるよう、月1回以上点検及び調整を行うこと。
 - (2) 故障の場合は連絡を受けてから、可能な限り1時間以内に回復させること。速やかな回復が困難であるときは、代替品の提供等必要な措置を講ずること。
 - (3) 簡易な故障の場合には機器が自動的に受託者もしくは受託者の指定する保守管理事業者等に自動でエラーメッセージを送信し、速やかに保守を行えるような体制を構築すること。
 - (4) 供給消耗品(ドラムカートリッジ、トナー含む)については、複写機が正常な状態で稼働するように消耗品を供給すること(ただし、用紙及びステープル針は除く)。供給のタイミングについては利用状況を受託者が適宜把握し、財団からの要請有無にかかわらず常に複合機が稼働するように適切なタイミングで補充を行うこと。これらに関する一切の経費は受託者の負担とする。
 - (5) ①契約期間終了後の機器撤去の際②保守作業において記憶装置を交換する際③代替品の提供の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、受託者の費用負担において、機器内部に記憶されたすべてのデータを完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により報告すること。
 - (6) 前項の作業が困難な場合、受託者の費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により報告すること。
 - (7) 複写・プリント出力状況(カウンタ数、カラー比率、両面使用率等)を月単位で提供すること。
 - (8) 複写・プリント出力状況を分析し、環境負荷の低減等に向けた報告を月単位に行うこと。
- 9 環境への配慮
 - (1) 国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。
 - (2) 紙の使用量を削減できる機能が付いていること。(両面コピー/印刷機能、複数ペー

ジコピー／印刷機能)

- (3) 鉛、水銀、カドミウム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニエーテルは、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
- (4) 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。
- (5) 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。
- (6) 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。
- (7) 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。
- (8) トナーの化学安全性が確認されていること。
- (9) 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。

1 0 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1 1 契約

(1) 体制

本契約の実施に係る体制図（リース会社名・保守管理実施事業者名を明記のこと）及び連絡体制表を契約締結後速やかに提出すること。また、保守・リースそれぞれの契約書を締結する必要がある場合には財団と協議の上決定すること。なお、その場合においても本仕様書に記載の内容が優先的に適用されるものとする。

(2) 契約終了

本契約は複数単価契約である。契約期間内において、いずれかの発注数量が予定数量に達したときは、期間の満了を持たずにその時点で契約は打ち切りとする。また、予定数量に達しない場合であっても、期間の満了をもってこの契約は終了する。

1 2 その他

- (1) 保守料は本契約に含むものとする。
- (2) 機器設置等の際の据付調整費・撤去費は受託者の負担とする。
- (3) 機器設置に際しては、機器の操作方法についての講習を行うこと。
- (4) ドライバーインストール、プリンター、スキャナー機能及びセキュリティに配慮したプリントの設定方法について、取扱説明書とは別に、システム管理者用の簡潔なマニュアルを作成すること。
- (5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) その他不明な点は、担当者との協議の上決定すること。